

第 6 回 検 討 会 議 議 事 録

1 開催日時 平成30年1月29日(月) 午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 ルビノ京都堀川 「ひえいの間」

3 出席委員

高田委員、志藤委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、佐野委員、近藤委員、小出委員、武田委員、酒井委員、成田委員、山本委員

4 概 要

(1) 条例案について

○資料1～6により事務局から説明

浅井委員

33ページ(資料6)「【学習の機会の提供等】(2)」で、当協会では手話の獲得が大事であると考えており、「獲得」と「習得」の違いについてははっきりと書いていただきたい。手話の獲得というのは、生まれたときから聞こえない方が第一言語すなわち母語として手話を獲得するということであり、非常に大切なことなので、手話の獲得ということを大事にしていきたい。習得は、聞こえないことがわかってからあとで手話を学ぶということ。「獲得」と「習得」の言葉の意味の違いは重要であるため、きちんと記載してほしい。

事務局

「獲得」と「習得」を条例上どのように規定するかについて、過去の京都府の条例や法律の規定等を調べたが、「獲得」という言葉が法令上位置づけられておらず、条例で規定した場合、獲得という言葉の意味を正確に位置づけられないのではないのではないかと判断し、「習得」という言葉で表している。当然、京都府としては、「獲得」と「習得」という言葉の違いを意識しているが、過去の法令等をふまえ、「習得」という言葉で規定させていただいている。

成田委員

城陽市では平成27年4月1日から「手で輪を広める城陽市手話言語条例」を施行しているが、条例の中で「手話の獲得」ということを明記している。言葉の定義の問題などあると思うが、せっかく出た意見でもあるので、なんとか反映できないものかと思う。

事務局

これまで庁内でも調整等行ってきたが、条例策定にあたり、京都府の過去の条例や国の法律を参考にしている。それらの例の中に記載がなかったため、今回このような形で規定させていただいた。具体的な計画等の実施の中で、明記していくことは可能だと思うので、そうした形で対応できればと思う。

滝野委員

高齢の難聴者が手話を覚えるときは、手話の獲得と言うのか。習得と言うのか。

事務局

加齢に伴う難聴により手話を覚えるという場合は、難聴になる前に使用していた日本語等の言語があるかと思うので、日本語を獲得したあと、第二言語として手話を習得するという理解になるかと思う。

近藤委員

事務局からの説明にもあったが、「習得」というのは第一言語がすでにあつて、第二言語を習得、学習するという意味かと思う。「獲得」というのは、母語としての言葉を発達の段階で獲得するということであつて、必ずしも学校教育等において教えてもらうということではなく、言語環境の中で母語として獲得していくという意味であり、「習得」と「獲得」は意味合いが違うと思う。浅井委員の意見は、手話を言語として獲得することが重要であるということであると思うので、「獲得」という言葉が使えないのであれば、こうした内容の意味合いを書き添えていただきたい。また、城陽市の条例ではたしかに「獲得」という言葉が使われており、そのあたりの関係はどうなるのか。

高田委員

この問題に関しては、事務局の方で整理してもらえらると思うので、他のことに関して何か意見はないか。

持田委員

成田委員からも話があつたが、城陽市では、「獲得」という言葉を使っている例がないから、条例に「獲得」という言葉を書き込んだという経過がある。今まで聴覚障害を持って生まれた子どもたちが、学校で手話を獲得していくことがなかった。だからこそ、条例に規定してほしいという声があり、城陽市では規定するに至つた。他に例がないと言えば、たしかにそうだろうと思うが、実際に城陽市では規定しているし、そのことを例にとつて規定していただきたいと思う。

高田委員

要するに自然的に手話を覚えるのが獲得、手話を教えてもらつて覚えるのが習得、というような使い分けがあるということ。そういう意見もあるということで事務局でも整理していただければと思う。

志藤委員

これまでも検討会議の中で、「獲得」と「習得」というのはそれぞれ意味が違うということと話をしてきたかと思うが、9ページ(資料2)の36行目で「獲得・習得し」という表現があり、21ページ(資料3)の「条例制定の背景」の8行目で、「しかしながら、今なお手話が言語であることの・・・」のあとに、「また、手話を獲得し、手話で学び、手話を習得し」と書いてある。先ほどから意見に出ているように、「獲得」と「習得」の言葉の使い方の違いがあまり明確に書かれていないので、読み手には理解しにくいということかと思

う。今さらになってしまうが、9ページの36行目を「聴覚障害のある人が手話を母語あるいは第一言語として獲得し」などという表現にしてみてもどうか。21ページの部分についても同様で、「また、母語あるいは第一言語として手話を獲得し、手話を学び、手話を習得し」というように書き方を工夫し、「獲得」と「習得」の言葉の意味の違いについて、しっかりとした共通理解を持って進めていくべきだと思う。条例にどう書き込むかについては、条例制定のプロではないので詳しくはわからないが、様々な意見があるだろうと思う。

高田委員

先ほどの「獲得」と「習得」の違いについて、訂正したい。自然に覚えて使えるようになることが「獲得」、手話を学習して覚え、使えるようになることが「習得」、と区別している。京都府の条例で言語の「獲得」と「習得」の区別について考えることは初めてかと思う。これまでの条例とは少し違うと思うので、「獲得」と「習得」の違いについて区別して説明されてはどうかと思う。

事務局

大変難しい言葉の使い分けだと思う。今後手話を広めていく推進体制等の部分においては、議論のある「獲得」と「習得」についてもしっかりと含めていきたいと考えている。しかしながら、条例の部分ではやはり、条例のルールに則って制定せねばならず、条例の専門家にももう一度確認し、どのようにするかを判断させていただきたい。

高田委員

これまでの条例とは少し違ったものであると思うので、そのあたりも含めて専門家への説明をお願いしたい。

滝野委員

13ページ(資料2)に「難聴者や中途失聴者にとって、…当たり前前に要約筆記が利用できるようにすべき。」と書いていただいたことについて、当協会の会員や難聴者、中途失聴者はうれしく思うだろう。資料3の中で、そうした要約筆記の使い方があるということがどこに書かれているのか教えてほしい。私は手話を習得しており、一对一の会話や複数の会話では一定手話も使用するが、講演会などでは手話だけを見てもわからないことがあり、「手話が必要」「要約筆記が必要」ではなく、手話も要約筆記も必要で、どちらも利用して情報が欲しい。そうした部分を条例に書き込むことは難しいかと思うが、行動指針に取り入れるのかなどを聞かせてほしい。

ある市の式典で、要約筆記を映すスクリーンを舞台の真ん中に置いてほしいと当事者が要望した。しかし、舞台上には金屏風があるのでスクリーンを置くことはできないと言われた。聞こえない人が要約筆記を通じて、聞こえる人と同様に楽しむための要望だったが、まだまだ壁があると感じた。当事者が具体的な配置を要望しなければならないのかと痛感した。条例にまで書き込むことは難しいのだろうとは思いますが、どうすれば理解が広まるのかについて考えていただきたい。

事務局

難聴の方や要約筆記も含めた全体の位置づけについては、31ページ(資料6)の「定義」において、コミュニケーション手段を具体的に定義している。例えば府民理解の推進や府が情報保障する際の規定については、33ページの「府民の理解を深めるための措置」の中で

規定している。この部分では要約筆記等の文言は書かれていないが、要約筆記や触手話等も含めたコミュニケーション手段として書かせていただいている。

具体的な理解促進のための啓発については、条例制定後に京都府の事業や施策で実施をしていく部分であると思うので、来年度の予算事業の中でどのように取り組んでいくのかについて後ほど説明したい。京都府の事務事業での推進と、聞こえの共生社会推進のための計画の策定の際に、具体的な規定や「獲得」と「習得」の違いについて、しっかりと書き込んでいきたい。

近藤委員

31ページ(資料6)に書かれている「聞こえの共生社会」について、「聞こえ」という言葉に違和感がある。「聞こえ」というと医学モデル的な発想になってしまいがちで、言葉として使用する際は「聞こえとことば」というように使用していたかと思う。今回のように切り離して使うということはあまりなかったかと思う。

事務局

言葉の使い方については様々な議論があるかと思うが、少なくともこの条例においては、31ページの「基本理念」にもあるように、「聞こえの共生社会」を「言語としての手話が普及するとともに、聴覚障害者とその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聴覚の機能の障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う社会」として定義づけている。定義した際の略称として「聞こえの共生社会」という言葉として使用しているということをご理解いただきたい。どういった施策や社会を目指すか、条例の略称等も含めて、意見を頂戴できればありがたい。

高田委員

次に、パブリックコメントの結果概要や条例案について意見があればご発言いただきたい。

酒井委員

31ページの「条例制定の経緯・目的」の5行目で、「今なお聞こえに障害のある人が「ことば」として手話を身につけ…」とあり、これまで手話を「言語」として検討会議でも議論し扱ってきたが、ここで「ことば」としていることに意味合いがあれば教えてほしい。

事務局

整理してのちほど説明させていただきたい。

小出委員

31ページの「定義」の中で、聴覚障害者関係団体の定義が書かれている。聴覚障害者当事者団体というのは、京都府聴覚障害者協会や京都府難聴者協会、盲ろう者ほほえみの会などかと思う。手話通訳者や要約筆記者の要請が施策に位置づけられていることから言えば、手話サークル、要約筆記サークルでサークルとして一まとめにし、手話通訳者団体、要約筆記者団体で一まとめにし、そして最後にその他支援団体と書くべきではないか。手話通訳者と要約筆記者を聴覚障害者関係団体にしっかりと位置づけておくべきかと思う。

事務局

32ページの「関係者の責務・役割」の中で責務の主体として位置づけることから、「聴覚障害者団体」には、個人ではなく団体を規定している。個人の手話通訳者や要約筆記者については、34ページ「人材の確保等」の中で書かせていただいている。他の条文の規定との関係でこのように書かせていただいているが、手話通訳者や要約筆記者も条例上しっかりと位置づけ、整理をしているところ。

小出委員

個人ということではなく、手話通訳者の組織も要約筆記者の組織もある。定義の中にある「その他支援団体」に含まれるのかもしれないが、「支援団体」に含めることには抵抗がある。それぞれが独立した団体で、当事者団体と一緒に活動するという趣旨かと思うので、「手話通訳者団体」「要約筆記者団体」と規定できないだろうか。また、「その他支援団体」がどんな団体を指すのか、もう少しわかりやすく書くべきかと思う。

事務局

既存の団体がどこに含まれるかについては、他の条文との関係から条例上定義することは難しいかもしれない。計画や条例の逐条解説を作る際に、しっかりと明記するようにしたい。

佐野委員

小出委員の意見にもあったが、要約筆記者として活動することがメインであり、また、サークルはボランティア団体であるので、区別してそれぞれ書いていただきたい。また、26ページ（資料4）で「府政での対応に関すること」として9件の意見が出ている。情報保障に関して、府知事選が4月にあるかと思うが、政見放送に対しても文字情報による情報保障がされるべきだと思う。参政権の保障に積極的に取り組んでいただきたい。

要約筆記というのは文字情報による保障であり、難聴者の社会参加に必要な不可欠である。合理的配慮などにもすべて関わってくるかと思うので、手話もちろん大切だが、要約筆記による文字情報も同じように大切だと考えてもらえるとありがたい。

事務局

要約筆記者についての記載に関しては、計画や逐条解説等ではしっかりと書き込んでいきたい。また、府政対応について、府の事務事業であれば、文字情報による情報保障も対応は可能かと思うので進めていきたい。これまでの検討会議でも意見もあったが、選挙や司法、議会などは、実施主体が異なるということもあり、こういった働きかけができるのかは引き続き検討したい。

(2) 次年度以降について

○資料7～8により事務局から説明

武田委員

聞こえのサポーター養成について事業の中身を具体的に教えてほしい。

事務局

2～3時間程度の講習を考慮しており、実施内容については委託する法人と相談しながら考えていきたい。様々な聴覚障害者の生活上の困難さや必要な配慮の講習、さらに簡単な手話の研修も行いたい。時間の都合上、挨拶や自己紹介など入口の講座として簡単な内容を想定している。聞こえのサポーター養成講座を実施する講師の養成を委託事業の中で進め、養成した講師を学校や警察署、職場単位で派遣し、聞こえのサポーターとして認証していく。認証を受けた方には何らかの啓発グッズを配付し、聞こえのサポーターを広めていきたいと考えている。

持田委員

先日、舞台公演の手話通訳に行ってきたが、手話通訳者の位置があらかじめ決められており、演者と反対の位置であった。聴覚障害のある方には大変見づらいため、舞台の真ん中で手話通訳をさせてほしいと言ったが、椅子が動かせないということであったので、最終的には演者の横で立って手話通訳をした。手話通訳者の立ち位置などを行政が指導できるのかはわからないが、こうした場合の予算はどうなっているのか。また、手話サークルが京都府聴覚障害者協会などと一緒に講座などを開こうと思えば、その会場として京都府の施設を借りようとする料金がなくて借りられない。我々のような団体が京都府の施設を借りる場合に安くないのかと思う。そうした予算は入っていないのか。同様に、手話サークルを開く会場費も無料ではない。手話サークルへの支援として、そのあたりも助成してほしいと思うが、予算には計上されているのか。

高田委員

予算に組み込むには時間がかかると思う。そのため、条例の推進体制として協議会ができる予定なので、協議会の中で課題としてあげてはいかかがか。

滝野委員

聞こえのサポーター養成について、サポーターを手話通訳者や要約筆記者、触手話通訳者の養成講座へつなげていくという意味があるかと思う。事業内容の説明文には、「手話ができる者を養成し」としか書かれていないので、要約筆記や触手話にも言及していただきたい。

事務局

様々な聴覚障害について理解を深めてもらうためのサポーター養成講座なので、難聴の方や盲ろうの方の生活上の困難さやコミュニケーション手段についても、きちんと取りあげる。講座の中で簡単な手話をするということであって、その中で要約筆記や触手話についても紹介し、一般の講座や研修を案内してつないでいければと思っている。

以 上